

10番、藤本実君の質問を許可します。

(10番 藤本 実君登壇)

○10番(藤本 実君) 猿橋町小篠の藤本実でございます。議長の許可をいただきましたので、日本共産党の一般質問を行います。

物価高の影響は、景気や市民生活に影を落としています。重点支援交付金も活用し、しっかりお願いします。早速通告書に基づき、質問いたします。1、会計年度任用職員の給与の改定について。今年の人事院勧告は、公務員の給与について、物価高騰を受けて民間企業の賃上げが相次ぎプラス改定となったことから、4月時点で民間会社と比較した給与の差額を解消するために、高卒初任給8%、大卒初任給6%の引上げなどを政府に求めました。4月時点の給与の比較であることから、4月に遡って給与を改定することを人事院は求めているわけですが、現状では会計年度任用職員については、翌年度4月まで給与が改定されません。それは、令和2年4月1日施行の大月市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例附則に、当該改定の効力は、当分の間、翌年度の4月1日から生ずるものとする規定されているからです。

しかし、総務省が今年5月2日、「常勤職員の給与改定が行われた場合における会計年度任用職員の給与に係る取扱いについて」を発出したことはご承知のことと思います。今定例会最終日には、人事院勧告を受けた常勤職員の給与の改定のための条例改正と補正予算が提出されるように聞いていますが、この際、国通知に従って、会計年度任用職員の給与の改定も行うべきではないでしょうか。会計年度任用職員制度が導入される前は、非正規職員は公務員に当たらないため、労働基本権がありました。今は常勤職員と同様に制限されています。11月9日、参議院総務委員会で、日本共産党、伊藤岳議員の質問に、総務省は非正規公務員の給与改定に係る費用を地方交付税の増額補正で対応すると答弁しています。労働基本権を制限されながら、しかも予算上の裏づけを与えられてもなお対処しないとすれば、差別的な取扱いをしていると指摘せざるを得ません。

そこで質問です。1、会計年度任用職員の給与の改定は、常勤職員の給与の改定に係る取扱いに準じて4月に遡って改定すべきだ。よろしく願いいたします。

○議長(奥脇一夫君) 藤本実君の質問に対し、当局の答弁を求めます。

藤本秘書広報課長、答弁。

(秘書広報課長 藤本典久君登壇)

○秘書広報課長(藤本典久君) 藤本実議員の質問にお答えいたします。

会計年度任用職員の給与の改定についての、会計年度任用職員の給与改定は、常勤職員の給与の改定に係る取扱いに準じて4月に遡って改定すべきだについてであります。人事院勧告に伴う給与改定に当たり、現在の本市の条例では、会計年度任用職員への給与改定の効力は、翌年度の4月からとしており、本年4月の遡及は行わないものとしております。

しかしながら、議員のご指摘のとおり、令和5年5月の国からの通知において、会計年度任用職員の給与につきましても、4月に遡り改定差額を支給するよう要請されていることや、山梨県や近隣市の対応を踏まえ、本市においても会計年度任用職員の給与を4月に遡り支給できるよう、条例の改正を行い、対応したいと考えております。

以上であります。

○議長(奥脇一夫君) 藤本実君。

(10番 藤本 実君登壇)

○10番(藤本 実君) 重要な答弁がありました。会計年度任用職員は、令和5年4月1日、126名が在籍しています。常勤職員は292名です。同じ職場に働く仲間として差別せず、待遇改善を図ることは大変に重要です。これを機に、非正規職員の低賃金、不安定雇用の待遇改善を進めるべきです。

次の質問に移ります。国民健康保険税について。国民健康保険は、2018年度、平成30年度からそれまでの市町村ごとの運営から、都道府県と市町村による共同運営となりました。政府は、ガイドラインを改定し、2024から

2029年度に、保険料水準の統一化を目指すという方針を打ち出しました。大月市に保険料水準の統一化がどのような影響をもたらすのか注意が必要です。

そこで質問です。1、山梨県の保険料統一の目標年度は。

2、大月市の保険税はどの程度引き上げられるのか。

大月市の国保税は、2018年度からの制度改正により、資産割を廃止、所得割を軽減するなどにより、県内で高いほうから5位だった保険税は、中位から下の相対的に低いほうに抑えられました。大月市では、その後6年間、保険税を引き上げることなく、当初3億円だった財政調整基金を3億7,900万円に増やしています。滞納世帯の短期保険証を窓口留め置き措置を改め、郵送し、滞納世帯数、滞納額を減少させ、収納率を向上させてきました。当初2023年度には、財政調整基金は4,600万円に減る見込みでしたから、大健闘です。それまでの厳しさを考えると、大月市では制度改正の恩恵を受けたと言えます。

その上で、今年の3月にも提案したことですが、令和4年度より国も必要性を認めた未就学児童均等割5割軽減を足がかりに、全額免除し、さらに対象を18歳まで拡大することを本格的に検討すべきだと訴えたいと思います。笛吹市では、今年度から18歳までの子供の均等割の全額免除を始めましたが、国からペナルティーを受けたのでしょうか。山梨県は、今年6月、「人口減少危機突破宣言」をしました。大月市も共同宣言式に賛同団体として参加しています。子育て支援策として考えた場合、事業主負担がない分、国民健康保険は他の健康保険に比べ、保険料が高くて大変です。中でも子供の人数が多くなるほど高くなる均等割を減免することは大変有効です。

そこで質問です。3、18歳までの子供の均等割の免除を。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（奥脇一夫君） 藤本実君の質問に対し、当局の答弁を求めます。

鈴木市民生活部長、答弁。

（市民生活部長 鈴木計充君登壇）

○市民生活部長（鈴木計充君） 国民健康保険税についてのうち、初めに山梨県の保険料統一の目標年度はについてお答えいたします。

平成30年度の国民健康保険制度改革により、山梨県が国民健康保険の財政運営の責任主体となりました。これに伴い、医療費は各市町村からの納付金で賄われ、現在1人当たりの納付金は市町村により異なっております。まずは、この納付金レベルでの統一を令和12年度を目標と設定しております。

次に、大月市の保険税はどの程度引き上げられるのかについてであります。本市におきましては、平成30年度から賦課方式を所得割、被保険者均等割、世帯別平等割の3方式に改定し、税率の変更を行い、その後の税率変更は行っておりません。また、本市の運営状況は、令和元年度に財政調整基金の取崩しを行いました。その後行っておりません。

しかしながら、今年度は新型コロナウイルス感染症の5類移行の影響等により、医療費の増加が見込まれ、県への納付金が昨年度と比較し4%増加しており、この増加分は財政調整基金を活用し対応する予定であります。今後も納付金額の増加が見込まれ、現段階ではその影響額がどの程度になるのか把握できない状況であります。そのため、納付金の増額に伴う被保険者の急激な負担増とならないよう、税率改正時には基金の活用を含め検討する必要があると考えております。

次に、18歳までの子供の均等割の免除についてであります。県内では、笛吹市が独自の減免を行っておりますが、ペナルティーはありません。しかしながら、国民健康保険制度は、加入者全てが被保険者となり、医療に係る費用をお互いに負担し、支え合う仕組みであり、そのための財源として国民健康保険税が賦課されております。今後、被保険者の減少や1人当たりの医療費の増加などにより、厳しい財政運営が予想されることや、県の国民健康保険運営方針において、将来的に県内市町村の保険料水準の統一が示されていることも考慮し、独自の減免を行うことについては現時点では考えておりません。現在、国の制度に基づき、未就学児に対する均等割の軽減を行っており、引き続きこの制度の拡充、拡大について、国、県に対して要望等をしてまいります。

以上であります。

○議長（奥脇一夫君） 藤本実君。

（10番 藤本 実君登壇）

○10番（藤本 実君） 再質問をお願いします。

国保法77条は、被保険者に特別な事情がある場合に市町村が条例を定めて減免できることを規定しています。子供の均等割減免は、子供がいることを特別な事情と扱うことで実行されます。これは、国保運営方針上問題ありません。にもかかわらず、将来的な保険税統一を考慮し、現時点では考えておりませんとの答弁です。子育て支援が目的であろうと、国保税については条例減免の仕組みは積極的には活用しないことの何か申合せでもあるのでしょうか。

○議長（奥脇一夫君） 藤本実君の再質問に対し、当局の答弁を求めます。

土橋市民課長、答弁。

（市民課長 土橋善美君登壇）

○市民課長（土橋善美君） 藤本実議員の再質問にお答えいたします。

何か申合せでもあるのでしょうかについてであります。県内での申合せはございません。子供の均等割の減免を実施することは、子育て支援策としては効果のあるものという考えもございしますが、市独自の減免を行うことにより、減収した保険税に対する国、県の財政支援はございません。そうなりますと、その補填をどのようにするかという財源の問題や一部の者への還元となり、平等性に欠けるという問題も生じてまいります。このようなことから、国が制度として取り組むべきものと考えております。

以上であります。

○議長（奥脇一夫君） 藤本実君。

（10番 藤本 実君登壇）

○10番（藤本 実君） やらないという申合せはないということでした。国のペナルティーもないのですから、大月市は笛吹市に続き県の先駆者になるべきです。費用のことが出ました。18歳まで無料にして714万円です。一般会計からの繰入金にしても国保基金にしても十分対応できる金額です。

次の質問に移ります。3、大月バイオマス発電事業について。2017年度、平成29年度に商業運転を開始し、丸6年がたちました。民間事業ではありますが、市民説明会や山梨県環境影響評価を実施してきた事業であることから、発電量、燃料の確保や灰の処理、排水処理等の運営状況が、当初の予定どおりに進んでいるのか確認をしてほしいと思います。

そこで質問です。1、バイオマス発電事業は、おおむね計画どおりか。

燃料には、山梨県内を中心に関東圏から出る未利用の間伐材や剪定枝などを細かくした木質チップを年間約15万トン利用するとされています。燃料の構成は、固定価格買取制度に合うよう、未利用材（森林由来）、剪定枝（廃棄物由来）、パーク（樹皮）とされています。未利用材とは、間伐材、枝葉で、素材として買い取られる見込みがないため、伐採されない材、または切り捨てられ、搬出されない材や部位とされています。しかし、未利用材をチップにしている民間事業者の材料置場には、原木市場と見間違うほどの木材が山のように積み上げられています。豊かな森づくり事業の現場を見てきましたが、広葉樹への植え替えを図るということで、林道沿いの2ヘクタールほどが主伐、皆伐されていました。燃料チップをつくる民間事業者自身が主伐、皆伐施業している状況を見ると、孤軍奮闘する事業者に対し、大月市として系統的な集材の支援が必要ではないかと考えると同時に、市に森林管理計画がなければ、必要に迫られて主伐、皆伐がどんどん進められてしまうとの危惧が湧いてきます。

そこで質問です。2、未利用材（森林由来）を集めるための大月市の支援策は。

3、大月市森林管理計画の策定を。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（奥脇一夫君） 藤本実君の質問に対し、当局の答弁を求めます。

小林産業建設部長、答弁。

（産業建設部長 小林信一君登壇）

○産業建設部長（小林信一君） 大月バイオマス発電事業についてのうち、初めにバイオマス発電事業はおおむね計画どおりかについてお答えいたします。

バイオマス発電事業者である大月バイオマス発電株式会社に確認しましたところ、燃料チップの搬入量や発電量は、当初の計画どおり事業が行われており、燃料チップ焼却により発生する灰の処理や排水処理等も計画どおり処理しているとのことであり、また周辺の環境基準についても基準値以下で推移しているとの回答をいただいております。

次に、森林由来の未利用材を集めるための支援策はについてであります。森林環境譲与税を活用した本市の取組の一つとしまして、主伐や搬出間伐による未利用材の有効活用を促進するため、令和5年度から主伐等の伐採費用やバイオマス発電の燃料とするための搬出経費、主伐後の植え替えやその後の保育に係る経費の助成による支援を行っております。今後におきましても、この取組を継続的に実施していき、カーボンニュートラル特性による二酸化炭素の排出量削減を本市の森林由来により推進していきたいと考えております。

次に、大月市森林管理計画の策定をについてであります。先ほども申し上げました主伐等の助成事業につきましては、市内全域の人工林の中から伐採時期を迎えた森林や、搬出が可能な木材に関する専門のアドバイザーの助言をいただく中で、森林所有者等と協議の上、主伐後に花粉発生量の少ない杉、ヒノキなどへ植え替える事業に取り組んでおります。また、植え替え後約5年間の保育までを管理していくこととしておりますが、長期的な人工林の主伐や森林更新など、森林を管理していく計画の策定を検討していきたいと考えております。

以上であります。

○議長（奥脇一夫君） 藤本実君。

（10番 藤本 実君登壇）

○10番（藤本 実君） 当初の計画では、森林由来の燃料は間伐材や枝葉とされていましたが、今や主伐、皆伐で搬出された木材が破砕され、燃料となっています。有効な森林管理計画がなければ、何の規制もなく燃料にされてしまう危険があります。すみ分けをしてバイオマス発電所との共存に責任を果たすべきです。

次の質問に移ります。環境保全型林業について。現在、全国48自治体が自伐型林業推進を展開し、継続した研修や作業道補助金メニューの創設、地域おこし協力隊の募集、稼働、山林マッチング等により地域支援を続けています。限られた森で、その森を離れず持続的に経営、管理、施業できる人が自ら行う自立、自営の林業が自伐型林業です。中嶋健造理事長が土佐の森・救援隊を発足させたのが2003年、平成15年、今からちょうど20年前です。現在の林業の課題を根本的に解決する方策として提案し、実証を続けてきました。私は、1期目から着目し、2014年11月、山田政文議員、小林信保議員と3人で高知県佐川町に視察研修に行きました。

中嶋理事長は、現在の林業を標準伐期50年での皆伐と再造林型の林業と特徴づけます。少し言葉を拾います。現在の林業は、高額補助金で赤字補填しないと展開できない状態で経済破綻している。1980年、昭和55年頃は木材価格もピークで、杉原木が1立米4万円、しかし現在は1万円で4分の1に値下がりしている。しかも高性能林業機械の導入で高コストになっている。大型機械を使用するための幅広作業道と皆伐が原因で土砂災害を誘発している。一方、自伐型林業で使用する作業道は、幅2.5メートル、3トンユンボなので環境保全ができる。1000年の寿命を持つ杉を50年で伐採したらB材にしかない。自伐型林業は、長期にわたり弱度の間伐を繰り返してA材を出荷する。奈良吉野の200年生は、原木市場で1本600万円で売れる。経済性と環境性を高い次元で両立させるのが自伐型林業だ。

そこで質問です。1、自伐型林業についての認識は。

高知県佐川町では、2013年から丸10年で、地域おこし協力隊が50人、任期後も30人以上が定着しています。町では、協力隊が任期の3年間で林業に関する必要な知識や技術を習得できるよう研修を支援しています。林業

に必要な道具に関しては、町が常に使用できる環境を整え、町では意向調査を基に森林所有者と無料の20年間の森林長期施業管理契約を結んでおり、集約した森林は、町が目指している持続可能な森林の経営管理と同じ考えを持つ担い手（協力隊任期満了者など）に委託しています。山林所有者は、契約さえすれば間伐材売上げの10%を受け取れ、喜ばれています。

そこで質問です。2、高知県佐川町での取組を研究すべきだ。

3月には、大月市第8次総合計画が策定される予定です。佐川町でも総合計画に自伐型林業を位置づけ、支援していることが重要なポイントです。SDGsの点では、自伐型林業は環境に負荷を与えない環境保全型林業です。研究者も指摘するように、森林は個人所有である一方で、地域全体の共有財産という観点が大切です。

そこで質問です。3、総合計画に環境保全型林業を位置づけるべきだ。よろしくお願いたします。

○議長（奥脇一夫君） 藤本実君の質問に対し、当局の答弁を求めます。

小林市長、答弁。

（市長 小林信保君登壇）

○市長（小林信保君） 環境保全型林業についてのうち、初めに自伐型林業についての認識はについてお答えいたします。

自伐型林業は、採算性と環境保全を高い水準で両立を目指すものであり、まず採算性の確保が求められますが、全国的に長い間、手を入れていない森林が多くあるように、本市においても建築用材、家具材など市場性が最も高いとされるA材の割合が低く、採算性は厳しいものと想像されます。

現在、本市での環境保全の観点に基づいた森林整備に向けては、森林環境譲与税を財源とした主伐と花粉の少ない杉、ヒノキへの更新などの事業を令和5年度から開始し、伐採木のバイオマス発電の燃料化と花粉発生源対策に向けた取組を展開しております。自伐型林業につきましては、これからの林業として大変に興味深いものであると認識をしております。

次に、高知県佐川町での取組を研究すべきだについてであります。本市の将来に向けた林業の振興には、林業に携わる人材の確保や育成の必要性が不可欠であり、今後佐川町や他の先進地の事例を十分に検証し、懸念されます採算性の確保に向けた効果的な取組などについて研究をまいります。現在行っている森林経営管理法に基づく森林経営管理事業において、森林所有者の意向を集約し、本市に必要な対策を検討してまいりたいと考えております。

次に、総合計画に環境保全型林業を位置づけるべきだについてであります。森林整備は、林業の振興のみならず、地球温暖化や花粉発生源対策として重要であると考えております。次期の総合計画の位置づけですが、議員ご指摘のとおり、地域全体の共有財産という考え方もありますが、おのおのの森林には個々の所有者がおり、今後実施する森林所有者への意向確認の状況を的確に捉えた上で、次期中期基本計画に取り込んでいけるよう検討してまいります。

以上であります。

○議長（奥脇一夫君） 藤本実君。

（10番 藤本 実君登壇）

○10番（藤本 実君） 小林市長には、同じ1期目で高知県佐川町を視察研修した、その思いに遡った答弁を期待したわけですが、かなり慎重な答弁というふうを受け止めました。

再質問をお願いいたします。現状における大月市での環境保全の観点に基づいた森林整備として、今挙げられたのは、1つは補助金で、主伐、皆伐し、バイオマス発電所の燃料にすること。2つは、花粉症対策として、補助金で杉人工林の主伐、皆伐を進めるということでした。もはや原木市場は枠外です。

そこで再質問です。大月市の林業では、木材価格は幾らになりますか。

○議長（奥脇一夫君） 藤本実君の再質問に対し、当局の答弁を求めます。

金畑産業観光課長、答弁。

(産業観光課長 金畑忠彦君登壇)

○産業観光課長(金畑忠彦君) 藤本実議員の再質問にお答えいたします。

大月市の林業では、木材価格は幾らになるかとのことであります。バイオマス発電所の燃料としての価格と理解しますが、その価格は、売り手と買い手の契約によって決まるものであり、相互の契約に基づく価格であるため、確認はできておりません。

以上であります。

○議長(奥脇一夫君) 藤本実君。

(10番 藤本 実君登壇)

○10番(藤本 実君) 主伐、皆伐された木材が原木市場ではなくバイオマス発電用燃料に売られています。民間の取引価格は明かせないとのことですが、私には全て補助金で回すとの宣言に聞こえました。

もう一点再質問をお願いします。それは、皆伐のリスクをどのように考えているかです。中嶋健造氏によると、土砂災害を誘発するだけでなく、100年に2回皆伐すると森は再生しなくなるそうです。日本では、花粉症対策を閣議決定していますが、ドイツでは皆伐しないことを決めています。

○議長(奥脇一夫君) 藤本実君の再質問に対し、当局の答弁を求めます。

金畑産業観光課長、答弁。

(産業観光課長 金畑忠彦君登壇)

○産業観光課長(金畑忠彦君) 藤本実議員の再々質問にお答えいたします。

皆伐のリスクをどのように考えているかについてであります。現在市内で実施されます森林整備については、国の通知に基づいた主伐の方法、その後の地ごしらえ、植えつけの方法や時期などを方針づけた市の整備方針によって行われております。また、加えまして専門アドバイザーからの助言によって、伐採による土砂災害のリスクへの対応と環境の保全に努めております。このことは間伐においても同じであります。今後も山梨県と連携し、情報交換を行う中で森林の多面的な機能を最大限引き出すとともに、価値ある大月市の森林の適切な保全と整備に努めてまいります。

以上であります。

○議長(奥脇一夫君) 藤本実君。

(10番 藤本 実君登壇)

○10番(藤本 実君) 令和2年7月豪雨で球磨川流域の被害を調査した中嶋健造氏は、球磨村内の崩壊箇所は183、土砂崩れが始まった場所のほとんどは森林が大規模に伐採された皆伐の跡地と述べています。近年の気象状況を見れば、リスクをしっかりと踏まえなくてはなりません。この点踏まえてしっかりと森林管理、価値ある大月市の森林の再生、取り組んでいただきたいと思えます。

以上をもちまして、私の一般質問を終了させていただきます。ご清聴ありがとうございました。

○議長(奥脇一夫君) これで藤本実君の質問を終結いたします。